



**全国に緊急事態宣言 45都道府県で休業要請
2019年度の検査を振り返って 機構検査部**

機構の動き

4月度<2020年4月1日~4月30日>

遊技機等への立入検査関係

- 4月度 立入検査店舗数5店舗
(遊技機検査0店舗 計数機検査5店舗)
4月末日 誓約書提出店舗数9540店舗(対前月比▲45)

依存防止対策調査の関係

- 4月度 依存防止対策調査店舗数10店舗
4月末日 承諾書提出店舗数7786店舗(対前月比+268)

会議開催関係

新型コロナウイルス感染症問題に対処するため、4月は遊技機及び計数機の立入検査、また依存防止対策調査はほぼ中止した。
また、会議等の予定も延期した。

CONTENTS

6 June
2020

全国に緊急事態宣言 45都道府県で休業要請	1
~緊急事態の延長決定 深刻化する遊技業界への影響	
2019年度の検査を振り返って 機構検査部	4
依存防止対策調査 機構検査部	7
新型コロナウイルスによる感染症対策とホール業者の対応について 三堀 清	8
店長に求められる知識「マーケティングXV」	11



沖縄・糸満市 糸満ハーレー

竜を象った爬竜船(はありい)を漕いで競う「ハーレー」。本家の沖縄ばかりか各地にも広がっている。その中、伝統を重んじ今も旧暦の5月4日(新暦6月下旬)に行なわれるのが、糸満ハーレーだ。追い込み漁など、古くから漁を営む糸満海人(ウミンチュ)の三村が競い合うことで、1年の豊漁と航海安全を祈願する。神事性の強い「御願(うがん)パーレー」、次代の若者の「青年パーレー」、一度転覆させた舟に乗り込む「クンスカセー」(いずれも850m)の後、村の自慢の漕ぎ手が登場する2150mの「アガイスープ」=表紙=で熱気が最高潮に達する。県外からの観客も多いが、残念ながら今年は新型コロナ流行のため中止となった。

表紙の
はなし

全国に緊急事態宣言 45都道府県で休業要請

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、
安倍首相は4月16日、
緊急事態宣言の対象を全都道府県に広げた。
期間は最初に対象とした7都府県と同じく5月6日。
こうした流れのなかで
各都道府県知事は次々とパチンコ店に休業を要請し、
最終的に約9000店舗が臨時休業に踏み切ったとされている。
だが、5月4日、宣言の同31日までの延長が決定。
14日の対象地域見直し後も多くのホールが休業を続けている。
先行きに対する不安を抱えながら、
業界はどのように新型コロナ問題に立ち向かっているのか。
業界団体の動向やホール関係者の声を交えながらレポートする。

緊急事態の延長決定 深刻化する遊技業界への影響

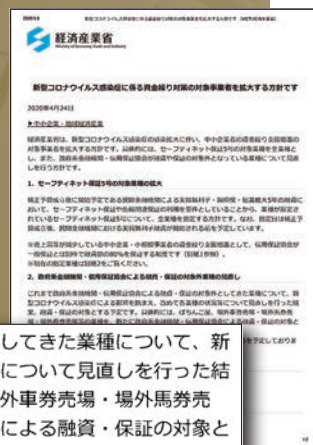
これまで政府系金融機関・信用保証協会による融資・保証の対象外としてきた業種について、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、改めて各業種の状況等について見直しを行った結果、融資・保証の対象とする予定です。具体的には、ぱちんこ屋、場外車券売場・場外馬券売場・場外舟券売場等の業種を、新たに政府系金融機関・信用保証協会による融資・保証の対象とする予定です。

セーフティネット貸付の対象業種となったことは休業店舗の救いになっている

45都道府県が休業要請 約9000店舗が協力

パチンコ店への休業要請はあつという間に全国に広がった。そもそも緊急事態宣言の対象は4月7日の最初の発令時、東京都、大阪府と千葉・神奈川・埼玉・兵庫・福岡の5県。この7都府県は宣言の対象になると、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、早々にパチンコ店に臨時休業を要請していた。緊急事態宣言の対象が16日に全都道府県に拡大し、先の7都府県に北海道、茨城、愛知、岐阜、石川、京都の6道府県を加えた13道府県が特定警戒都道府県に指定されると、追加の6道府県も足並みを揃えた。さらに、特定警戒都道府県以外の県も地元の状況を踏まえて追従し、最終的には徳島、高知を除く45都道府県がパチンコ店に休業を要請した(このうち岡山県は新型インフル等特措法に基づく要請ではなく、県知事独自の判断による要請)。

これを受けた業界側では、5月1日時点で東京都や大阪府を含めた28都道府県で全店休業を達成し、当該都道府県の95%超の店舗(約



9000店舗）が休業に踏み切ったとされている。

一部が営業して店名公表 休業店舗は批判に困惑

もともと、経営的な事情や十分な補償が担保されていないこと、ホール企業はセーフティネット貸付をはじめとする公的融資の対象外であることなどを理由に、当該地域で営業を続けるホールも見受けられ、全国紙やテレビ番組で組上に上った。SNS上ではパチンコ批判が飛び交った。

そのため、全日遊連や当該都府県方面遊協は繰り返し組合員に文書を発出し、地元自治体への協力を促した。4月24日には経済産業省がパチンコもセーフティネットの貸付対象業種とすること、および政府系金融機関、信用保証協会による融資・保証の対象業種とすることを発表したことを受け、営業し続ければ相互扶助の精神に反するとして、除名手続きを検討せざるを得ないとまで踏み込んだ組合もあった。

その結果、当該地域の95%超のホールが休業協力したことは先に述べた。だが、過程では、一部

府県において協力要請に応じず、新型インフル等特措法に基づいて店名が公表されたホールも出た。また、緊急事態宣言の延長により、地元自治体が休業要請を継続した

休業は社会の一員としての責務 強い思いで組合員に休業を要請

政府は緊急事態宣言の延長後も特定警戒都道府県として従来の13都道府県を指定。13都道府県ではホールへの休業要請を継続した。他の地域も約20の県が（政府が14日に解除の前倒しを検討することもあり、期限はさまざまだが）追隨した。

そこで休業要請地域の組合関係者、ホール関係者に話を聞いた。一人は埼玉県遊技業協同組合の趙顕洙理事長だ。同県遊協では、県知事が5月4日に休業継続を要請してきたことから、5日付で組合員店舗に文書を発出。7日以降も休業を続けるよう求めた。

同時に、県知事に陳情書を提出。休業によりホールは倒産に直結しかねない状況に置かれているとして、「新型コロナウイルスの感染状況や外出自粛、および各業種の営業自粛が

にもかかわらず、5月7日には営業を再開するホールが散見され、業界団体などには引き続いてのリーダーシップが求められる展開となっている。

県民に及ぼす影響等を総合的に検討のうえ、適時にパチンコ店への営業自粛要請解除の判断をしてほしい」と要望した。パチンコ店ではクラスター発生の事例はないこと、休業解除後はマスク着用促進、検温実施、台の除菌の徹底、一定の間隔を設けて営業することなども書き添えた。

趙理事長は「国や県の方針、要請には従わなければいけません、組合員を守るのは組合の役目。組合員には、こういう陳情もしているの、もうしばらく我慢してほしい」という思いです」と言う。

ただ、新型インフル等特措法の休業要請には法的強制力がないことから、足並みをそろえてもらうのはなかなか難しいと胸中を吐露。休業要請期間が5月6日までだったときは最終的には458店舗全

パチンコ店 県と佐賀県遊技業協同組合とで合意しました

常時、出入口を開放し換気を実施 客が入れ替わる度の遊技台消毒	各出入口に消毒液の設置 客のマスク着用義務	台間パーテーションもしくは遊技機2台に1台を稼働させる間引き営業 集客を目的とする広告宣伝の自粛
--	-------------------------------------	--

以下のいずれかを全ての店舗で実施するよう組合から強く指導

- 県外ナンバー車両の駐車場への入場制限
- 店舗入口での身分証確認の上、県外在住者の店内への入場制限
- ホール会員以外の客の入場制限（新規会員登録は身分証で県内在住確認）

これらの実施状況を不定期に県が確認 ☒ することも合意

Copyright © 2020 Saga Prefecture. All Rights Reserved.

5月7日から休業要請を解除した県もある。佐賀県ではパチンコ店の営業再開にあたり、県と佐賀県遊協が意見交換したうえでガイドラインを策定した

店がゴールデンウィーク前に休業したもの、早くも5月7日に営業を再開したホールがあることに心を痛める。

「いまは業界が社会の一員として認められるかどうかの正念場。1店舗でも営業を続けていけば、業界全体のイメージを著しく損ねます。社会に与える影響も大きい。辛抱してほしい」

一方、趙理事長は同県内で10店舗を経営する三慶商事の社長でもある。経営者としては「ダメージはとんでもない。世間にはパチン

全国に緊急事態宣言

休業中の設備管理も不可欠。パチンコ玉の錆防止などのため、数人の従業員が交代で循環運転をしている



超理事長

したがって、セーフティネットなどの対象業種になった

コ店は内部留保が十分と誤解している人もいますが、そんなホール企業はごく一部。対応に追われる毎日です」と話す。

まず、従業員のフォロー。同社には社員と準社員だけで1000人を優に超える従業員がいる。休業中でもその給与を補償するため、国の雇用調整助成金の特例制度を

申請したが、同制度は上限が決まっているため、差額は会社が負担し、5月6日までは全額補償することとした。しかし、それ以降は減額を余儀なくされている。

次に借地代。同店は10店舗中、6店舗が借地物件なので、それぞれの大家と交渉することとしたが、思うように交渉が進まない店舗もあるという。機械代も5月に導入予定だった遊技機はキャンセルした。「取引先への支払いも頭が痛い」と苦笑する。



4月13日から休業を続けるアリーナ岩槻本店

ことは朗報だと評価。「つなぎ融資は不可欠。業界向けの運用が始まり次第、申請します」と期待する。

**すべての取引先と交渉
あらゆる制度を活用する**

一方、管理職の立場から休業ホールの現状を話してくれたのは、東京都杉並区で2店舗を経営する安富産業の古磯紀代貴パチンコ事業部長だ。「何もしなければ、数か月で資金ショートするレベルでしょう。弊社は、昨年までに何年も連続で近所に新規出店されてきましたが、それがまとめてきたよりもショックが大きい」と説明。「5月14日に解除になったとしても、ゼロ稼働が1か月余り続くことになる。前代未聞の危機的状況です」と強調する。

したがって、支払いに関しては全取引先と交渉中だし、助成金・給付金も活用できるものはすべて申請する。だが、例えば雇用調整助成金は上限が決まっている。同社の場合、2店舗合計で抱えるスタッフは社員20人とパート・アルバイト50人。給与補償と雇用は確保すると伝えているが、差額の負担は小さくないと口にする。都か

円であることから、「休業の補填には程遠い」と話す。

こうしたさまざまな問題に直面しながらも同社が休業要請を受け入れているのは、この状況での営業は多くの人に容認してもらえないという思いがあるから。休業要請地域に営業を続けるホールが存在する現状は将来に禍根を残すと憂慮する。

「以前の日常を取り戻したとき、どの店舗がきちんと休業していて、どの店舗が営業し続けていたかは多くの人が忘れてしまうはず。協力しなかった店舗はダメージをほとんど受けず、業界全体のイメージだけが大きくダウンするということ。それではあまりにも理不尽です」

長期化する新型コロナ問題との戦い。業界の辛抱は続く。



古磯部長

ら出る
協力金
も2店
舗で1
00万

休業延長の
お知らせ

緊急事態宣言延長に伴い
5月31日まで
休業致します。

営業再開に関しては、決定次第、ホームページ・SNS・店頭ポスター等でお知らせ致します。

貯玉・貯メダルは営業再開後にご使用、ご交換頂けます。休業中は賞品交換は致しかねます。何卒ご理解の程、よろしくお願い致します。

OPA

安富産業は「オーバ」と「バルコ」の2店舗を経営している

2019年度の検査を振り返って

遊技機及び計数機の異常事案は減少傾向に

機構検査部

遊技産業健全化推進機構が全国の誓約書提出ホールに対して検査を開始して遊技機は13年、計数機も9年の実績ができた。

まず、検査の受け入れ等に関し、ホール側の対応は概ね良好であった。この点については多くのホール関係者の方に感謝したいと思っている。

ただし毎年お願いしていることでもあるが、細かな点でのトラブルはゼロではなかった。従って、ホールの現場において機構の立入検査等についてご理解頂けるよう再度お願いをしたい。

また、当機構が行っている遊技機及び計数機の検査だけでなく、

本年1月から開始した依存防止対策調査についても同様にご理解とご協力をお願いしたい。

以下、2019年度の検査結果の詳細をお知らせする。

**検査店舗数のトータルは
3万2048店に**

機構検査部は2007年の4月より、提出された誓約書に基づき、全国各地のパチンコホールにおいて立入検査を実施している。

2007年度から2018年度までの12年間に実施させて頂いた、遊技機検査及び計数機検査の合計立入店舗数は、2万9207であった。

13年目となった2019年度は、2019年4月1日から1年間に全国2841店舗（計数機検査含む）において立入検査を実施することができた。

同年度の機構の事業計画としての目標店舗数は1500であったことから、目標を大幅に上回る結果となった。

なお、目標店舗数を大きく上回る実績を挙げるようになった要因は、依存防止対策調査の開始が半年程度遅れたことによるものである。

これで当機構検査部として2007年4月より立入検査の事業を開始し、計3万2048店舗に対して立入検査を行なったことに

なる。

本年3月末時点の全国の誓約書ホール数は9585店舗であるので、4巡目の立入検査を順調に行っていることになる。

**遊技機など
約23万台を検査**

2019年度の検査内訳としては、遊技機検査1万9882台、計数機検査3222台の計2万0204台であった。

「パチンコ遊技機」は172機種9447台、「回胴式遊技機」は163機種1万0435台。また計数機については「玉計数機」が67機種297台、「メダル計数機」が9機種25台であった。



前年度に引き続き異常事案が減少 2019年度 検査部活動報告

2019年度 月別検査集計

各月		検査日数	訪問 都府県方面 数	検査ホール数			検査台数				計
							遊技機		計数機		
				遊技機	計数機	計	ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
2019年	4	12	10	201	26	227	758	836	24	2	1,620
	5	12	10	191	12	203	713	809	11	1	1,534
	6	12	14	238	40	278	892	994	36	4	1,926
	7	14	15	239	55	294	898	976	49	6	1,929
	8	10	15	177	35	212	670	720	33	2	1,425
	9	13	14	283	33	316	1,044	1,142	32	1	2,219
	10	14	13	220	31	251	800	964	30	1	1,795
	11	12	13	218	3	221	806	934	3	0	1,743
2020年	12	12	8	146	21	167	554	614	16	5	1,189
	1	12	13	144	15	159	530	602	15	0	1,147
	2	12	16	224	23	247	884	884	21	2	1,791
	3	12	19	238	28	266	898	960	27	1	1,886
計		147	160	2,519	322	2,841	9,447	10,435	297	25	20,204

13年間の検査総数としては、「パチンコ遊技機」が10万7620台、「回胴式遊技機」が11万8669台。そして9年間の計数機検査総数としては、「玉計数機」が2730台、「メダル計数機」が1053台

となった。

検査の結果

検査の結果については、引き続き詳細の情報開示は控えさせて頂くが、昨年度の検査においても残念なことに異常が確認された遊技機はゼロではなかった。

ただし、冒頭お知らせした通り、全般的な傾向としてはかなり良くなってきたと考えている。2017年度に比べ2018年度、2019年度はかなり良い状況となっている。

なお、異常が確認されたケースとしては、前年度から引き続き、回胴式遊技機のホッパーの

2019年度 誓約書提出ホール数の推移

2019年度 各月		提出 ホール数 組員	提出 ホール数 非組員	提出 ホール数 合計	前月との 差分 (ホール数)
2019年	4月末	9,319	633	9,952	-28
	5月末	9,283	626	9,909	-43
	6月末	9,245	624	9,869	-40
	7月末	9,229	625	9,854	-15
	8月末	9,202	623	9,825	-29
	9月末	9,170	626	9,796	-29
	10月末	9,144	624	9,768	-28
	11月末	9,120	623	9,743	-25
	12月末	9,098	618	9,716	-27
2020年	1月末	9,060	623	9,683	-33
	2月末	9,024	619	9,643	-40
	3月末	8,968	617	9,585	-58

型式違い、メダルセレクターカバーの欠損や中継基板の封印バンドの欠損等であった。毎年、同じお願いをしているが、これらの事案はホール側の簡単なチェックで見えるものである、是非ともホールの現場においては日常的な遊技機の点検確認等をお願いしたい。

最後に、毎年その概要だけをお知らせしている各店舗の稼働率平均の調査等については、2019年度は前年度に比べてパチンコの4円、低貸、また回胴式遊技機の20円、低貸、すべてにおいてその稼働率はアップしていた。

下がる一方であった稼働率も下げ止まったのかもしれない。これは業界にとって明るい材料だと思っている。

本年度は新型コロナウイルス問題への対応など、大きな問題や課題が山積しているものの、遊技業界が将来にわたって営業できるように、機構検査部としても努力を続けていきたいと思う。

各年度別の機構活動状況

各年度	検査日数	検査 ホール数	検査台数				
			遊技機		計数機		計
			ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
2007年度	146	767	1289	1,607	—	—	2,896
2008年度	160	2,995	6,584	7,546	—	—	14,130
2009年度	150	4,449	8,217	8,873	—	—	17,090
2010年度	136	3,117	5,837	6,057	—	—	11,894
2011年度	155	2,823	5,672	6,219	410	21	12,322
2012年度	179	2,388	9,668	10,518	515	460	21,161
2013年度	148	2,127	12,368	13,473	289	205	26,335
2014年度	146	2,300	13,927	15,493	241	126	29,787
2015年度	148	1,664	9,855	10,894	204	82	21,035
2016年度	140	1,722	9,524	10,135	183	45	19,887
2017年度	148	2,375	7,697	8,210	289	48	16,244
2018年度	145	2,480	7,535	9,209	302	41	17,087
2019年度	147	2,841	9,447	10,435	297	25	20,204
合計	1,948	32,048	107,620	118,669	2,730	1,053	230,072

ている。

次に、機構に対して誓約書を提出されている全国のパチンコホールは、本年3月末時点で9585店舗であった。

別表にある通り、昨年4月の時点からの推移としては誓約書提出ホール数がマイナス395店舗となっている。昨年度のマイナスが549店舗であったことから、店舗数の減少がやや鈍化しているようにも感じる。

前年度に引き続き異常事案が減少 2019年度 検査部活動報告



なお、既に廃業されているにも関わらず、機構宛に連絡の無い店舗は誓約書提出店舗としてカウントされていることから、実際に営業されている店舗数は、その廃業店舗数分を割り引く必要があることを付け加える。

検査で気づいたことをお伝えする

次に実際に検査を行なった機構検査部の検査員が気づいたことなどを以下にまとめてお伝えする。

計数機検査についても、前年度に引き続き良い状況が続いている。ホールの現場においては、日常の業務に加え、計数機の定期的なメンテナンス等は継続してお願いしたい。

ホッパーの型式違いが目についた

次に問題点、すなわち遊技機検査における異常事案について開示できる範囲の情報をお知らせしたい。

2019年度 都府県方面別の機構活動状況

NO	都府県方面名	誓約書提出 ホール数	検査ホール数			検査台数				合計
						遊技機		計数機		
			遊技機	計数機	合計	ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
1	札幌方面	244	80	14	94	298	338	13	1	650
2	旭川方面	75	14	8	22	48	64	8	-	120
3	釧路方面	79	16	10	26	64	64	10	-	138
4	北見方面	44	11	6	17	44	44	6	-	94
5	函館方面	53	16	11	27	64	64	10	1	139
6	青森県	128	41	-	41	160	168	-	-	328
7	岩手県	119	39	9	48	156	156	8	1	321
8	宮城県	184	57	-	57	214	262	-	-	476
9	秋田県	104	43	12	55	156	188	10	2	356
10	山形県	95	47	11	58	178	198	11	-	387
11	福島県	186	57	14	71	212	244	13	1	470
12	東京都	804	152	-	152	540	628	-	-	1168
13	茨城県	246	57	-	57	204	252	-	-	456
14	栃木県	171	49	-	49	192	200	-	-	392
15	群馬県	152	56	12	68	210	230	11	1	452
16	埼玉県	481	116	12	128	462	450	11	1	924
17	千葉県	403	167	12	179	610	698	11	1	1320
18	神奈川県	511	110	-	110	406	452	-	-	858
19	新潟県	164	45	12	57	176	180	12	-	368
20	山梨県	63	27	-	27	104	112	-	-	216
21	長野県	170	35	11	46	112	168	11	-	291
22	静岡県	279	53	13	66	182	216	11	2	411
23	富山県	72	33	-	33	128	136	-	-	264
24	石川県	87	28	11	39	108	116	10	1	235
25	福井県	71	33	8	41	128	136	7	1	272
26	岐阜県	158	45	11	56	172	180	11	-	363
27	愛知県	526	103	-	103	396	428	-	-	824
28	三重県	119	37	-	37	136	150	-	-	286
29	滋賀県	110	45	-	45	174	184	-	-	358
30	京都府	163	49	-	49	198	192	-	-	390
31	大阪府	705	125	11	136	452	504	11	-	967
32	兵庫県	394	82	-	82	304	340	-	-	644
33	奈良県	81	40	12	52	174	136	11	1	322
34	和歌山県	76	46	13	59	184	184	10	3	381
35	鳥取県	64	32	3	35	120	130	3	-	253
36	島根県	69	34	-	34	130	142	-	-	272
37	岡山県	140	35	9	44	124	156	7	2	289
38	広島県	255	54	-	54	196	218	-	-	414
39	山口県	127	29	-	29	104	128	-	-	232
40	徳島県	64	25	14	39	92	100	13	1	206
41	香川県	76	26	5	31	99	107	5	-	211
42	愛媛県	116	28	7	35	88	132	7	-	227
43	高知県	84	41	-	41	160	168	-	-	328
44	福岡県	372	58	11	69	222	242	10	1	475
45	佐賀県	64	23	-	23	96	88	-	-	184
46	長崎県	150	31	3	34	116	132	3	-	251
47	熊本県	151	38	12	50	150	154	9	3	316
48	大分県	121	22	6	28	80	96	6	-	182
49	宮崎県	123	15	9	24	60	60	8	1	129
50	鹿児島県	216	54	10	64	214	218	10	-	442
51	沖縄県	76	20	-	20	50	102	-	-	152
合 計		9,585	2,519	322	2,841	9,447	10,435	297	25	20,204

「依存防止対策調査」

2019年度の異常事案については、回胴式遊技機のホッパー違いが目についた。いわゆるホッパーの部品どりについては減少傾向にあったのだが、昨年度は異常事案のなかで多く確認された事案の

一つとなった。またメダルセレクターのカバー欠損、そして中継基板の封印バンド欠損などは相変わらず続いている。

故意でないとするれば、これらの異常事案は、日頃の点検で防げる

ものもあることから、ホールの営業開始前、また終了後などで点検確認をお願いしたい。

機構検査部としては、今年度こそ全国で通報件数がゼロになるこ

とを願って検査を続けて行く。これからも機構の検査活動にご理解とご協力をお願いしたい。

あわせて、本年1月よりスタートしている依存防止対策調査へのご協力も重ねてお願いしたい。

承諾書未提出の店舗は早急な提出をお願いします

新型コロナウイルス感染症の感

染者数増加に伴い、4月7日、政

府より7都府県に対して緊急事態宣言が出され、対象となった各都

府県においてはパチンコホールに対する営業自粛等も求められたことから、機構検査部においても5月6日までの間は、遊技機及び計

数機の立入検査、依存防止対策調

査の実施を見合わせることにした。

なお、3月までは全国のパチンコホールにおいて通常の立入検査

並びに依存防止対策調査を実施しており、4月に入っても承諾書の受付業務等は継続した。

1月から3月までの3か月間の

依存防止対策調査は、全国48都府

県方面532店舗に対して実施し、

その結果は依存防止対策調査実施要綱に基づき、パチンコ・パチス

ロ産業依存対策有識者会議などに提出する予定である。

遊技機、計数機の立入検査結果は「2019年度 検査部活動報告」

をご参照頂きたい。

また、4月中旬までの承諾書受付状況は別掲の一覧表通りであつた。

現時点において依存防止対策調査を実施するための承諾書を提出されていないパチンコホールは、早急なご提出をお願いできれば幸

いである。

あわせて、すべてのパチンコホールにおいては、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づく各種の取り組み推進をお願いしたい。

承諾書提出店舗数

NO.	都府県方面	承諾書提出店舗	誓約書提出店舗
1	札幌方面	226	244
2	旭川方面	65	75
3	釧路方面	72	78
4	北見方面	32	44
5	函館方面	42	51
6	青森県	112	126
7	岩手県	114	119
8	宮城県	162	184
9	秋田県	92	104
10	山形県	71	94
11	福島県	145	187
12	東京都	635	803
13	茨城県	182	246
14	栃木県	138	171
15	群馬県	98	151
16	埼玉県	401	478
17	千葉県	300	403
18	神奈川県	377	510
19	新潟県	135	164
20	山梨県	52	63
21	長野県	152	170
22	静岡県	255	276
23	富山県	65	72
24	石川県	77	87
25	福井県	65	71
26	岐阜県	128	157
27	愛知県	450	526
28	三重県	106	119
29	滋賀県	70	110
30	京都府	107	163
31	大阪府	579	702
32	兵庫県	315	394
33	奈良県	49	81
34	和歌山県	62	76
35	鳥取県	55	64
36	島根県	58	68
37	岡山県	102	140
38	広島県	178	252
39	山口県	80	127
40	徳島県	57	64
41	香川県	62	76
42	愛媛県	80	116
43	高知県	67	84
44	福岡県	306	372
45	佐賀県	62	64
46	長崎県	115	149
47	熊本県	131	149
48	大分県	80	120
49	宮崎県	110	123
50	鹿児島県	159	215
51	沖縄県	62	76
合 計		7,695	9,558

※ 4月15日現在の承諾書並びに誓約書の提出状況

新型コロナウイルスによる 感染症対策と ホール業者の対応について

1 新型コロナウイルス感染症 対策

中国・武漢市から始まった新型コロナウイルスによる感染症拡大に伴い、令和2(2020)年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条1項に基づき、首相(政府対策本部長)により緊急事態宣言が発令された。同宣言では、緊急事態措置の期限を同年5月6日までとし、実施区域を東京都及び大阪府等の7都府県を指定していたが、その後、実施区域は全国に広められ、期限も5月31日までに延長された。緊急事態宣言発令後、各都道府県知

事により、区域の実情に応じて居住者への外出自粛要請(特措法45条1項)、公私の団体への協力要請(同法24条9項)、一定の施設の使用制限・停止要請(同法45条2項)等がなされ、パチンコホールにも営業自粛要請がなされたが、一部にこれを無視して営業を継続するものがあった。

2 外出自粛要請 及び営業自粛要請の 法的性格

報道を見る限り、各種自粛要請の法的意味が必ずしも咀嚼されていないとの印象を受ける。本稿が掲載された「機構ニュース」の公開時には、既に緊急事

態宣言は終結していることになろうが、やはり、この点は整理しておく必要がある。

まず、住民に対する外出自粛要請は、特措法45条1項の「特定都道府県知事(「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域」内の市町村の属する都道府県の知事(同法32条1項2号、38条1項))は、…緊急事態において、…まん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、…住民に対し、…知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他…感染の防止



三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ

早稲田大学法学部卒

司法修習終了後

昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、大手企業の

法律問題を扱う法律事務所勤

務を経て

平成8年 早稲田大学大学院修

士課程終了

平成9年 三堀法律事務所開設

現在、パチンコホールを始め企

業関連の民事事件を手がける

に必要な協力を要請することができる」という規定に基づく「協力要請」である。

次に、営業自粛要請には以下の三種類のものがある。

第一には、特措法24条9項の「都道府県対策本部長（＝知事）は、…対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、…対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる」という規定に基づく、これも「協力要請」である。

第二には、特措法45条2項の「特定都道府県知事は、…緊急事態において、…まん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、…知事が定める期間において、…政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者…に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止…その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる」という規定に基づくもので、これも「要請」ではあるが、政令に規定する作為又は不作為の「措置要請」であり、より強いものである。

第三には、知事自身は先述の「協力

要請」も「措置要請」もせずに、対象業種や期間を市長村長の判断に委ねて、営業自粛等を要請させる場合であり、これは特措法に基づかない（法的根拠がない）ものである。

3 営業自粛要請に 応じない場合

第一の特措法24条9項に基づく「協力要請」及び第二の同法45条2項に基づく「措置要請」のいずれも罰則その他の強制手段はなく、第三の都道府県知事から判断を委ねられた市町村長による要請に至っては、そもそも法的根拠がない。いずれの営業自粛要請も基本的に「お願い」であって、これに應ずる法的義務はない。

特に、第一の「協力要請」の場合及び第三の市町村長による要請の場合、応じない者があっても、都道府県知事・市町村長には何の対抗手段もない。但し、後述の特措法45条4項のような規定はなくとも、事実上、氏名等の公表は可能と考えられる。

これに対し、第二の特措法45条2項に基づく「措置要請」の場合、これに応じない者には、同条3項で「特定都道府県知事は、…当該要請に係る措置を

講ずるべきことを指示することができる」とされている。これは特定の者に対する行政処分としての「指示」であり、罰則はなくとも、これに従う法的義務が生じる。更に、同条4項で「…（同条2項）による要請又は前項による指示をしたときは、遅滞なくその旨を公表しなければならない」とされており、特に「指示」については、どこの誰に発したのが公表され、結果として営業自粛要請に応じない者の氏名等が公表されることになる。

なお、営業自粛要請に従わなかった者が、氏名等が公表されたことに対して、名誉棄損や信用棄損等の理由で差止めや損害賠償を請求することは、現に公然と事業を行っている以上、法的には認められないことは説明するまでもない。

なお、「指示」に従う法的義務があるということとは、これを無視した営業は違法となることを意味する。ということとは、「法令…に違反した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、…」という風適法25条の要件に該当するとして、先ずは警察から営業を自粛すべしという行政指導がなされ、それでも営業を続ければ、営業自粛の「措置要請」に応じるべしという内容の

指示処分が発され得る、ということになる。

4

依存問題と 健全化への逆行

今回、営業自粛要請に応じなかったホール業者の存在が広く報道されたが、そこでは、「ホールは『三密』ではない」、「営業しなければ倒産する」として営業を続ける一部のホール業者の姿だけでなく、皆が自宅に籠って我慢を重ねる中で、感染リスクを無視してホールに蝸集する程までパチンコに依存する存在としてパチンコファンの姿が写し出されたことは特に留意する必要がある。国会では、営業自粛に応じない者に対する罰則を規定する特措法の改正すら議論されているが、このような議論の背景には、営業自粛に応じないホール業者も来店するファンも怪しからんという、報道により形成された世論があるからこそこである。

ホール業界に対しては、依存症対策が厳しく問われている。この問題に関して、業界は積極的に先進的な対策に取り組んで来たことは評価されるべきではあるが、その取組姿勢や実績にも関わらず、特に業界に対して批判的な

（特措法45条に基づく）

営業自粛要請に従わなかった者が、氏名等が公表されたことに対して、名誉棄損や信用棄損等の理由で差止めや損害賠償を請求することは、現に公然と事業を行っている以上、法的には認められないことは説明するまでもない。

勢力が存在することも事実である。

今般、感染症対策のための営業自粛要請を無視した一部のホール業者とホールに蝸集するファンという図式での報道により、従来からパチンコに批判

的な勢力だけでなく、社会全体に、パチンコは依存度の高い病的なファンに支えられた娯楽であり、不健全な娯楽であるという世論が形成されたとなると、誠に遺憾といわざるを得ない。

店長に求められる知識

マーケティング XV

パチンコ店舗管理者
実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識・業界知識・法律知識・不正排除・計数管理・機械整備・設定管理・顧客サービス・経営マネジメント・マーケティング・労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

規模や立地の違いこそあれ、ほとんどのパチンコ店で同じ製品（遊技機）が並べられ、似たような営業手法がとられています。このような環境下でも、あらゆる変化に対応しながら、商圏内で競合店より多くのお客様の支持を集めていくことが店舗責任者の役割です。そこで求められるのがマーケティング思考です。マーケティングとは、日本では簡潔に「売れる仕組みをつくること」と言われます。すなわち、パチンコ店のマーケティング活動とは繁盛店づくりそのものです。マーケティングの特性として、再現性が高いので、マーケティング理論をセオリー通りに実践することで成功の確率が高まります。知識としてマーケティング理論を身につけるだけではなく、実務として店舗運営に応用できるよう、失敗を繰り返しながらも実践し続けることが重要です。

今回は、店内で実施できるマーケティング活動を取り上げます。マーケティングと言われると、世の中の動きや競合店など、外部の環境ばかりを考えてしまいがちです。しかし、お店の中を充実させ

ることで、一度来ていただいたお客様を常連のお客様に変えていくことも「売れる仕組みづくり」のひとつです。

そこで今回は、店内での販促手法や施策について、問題を解きながら解説していきます。

セールストーク

【問題】ホールスタッフによるお客様に対してのセールストークの留意点として、最も適切でないものはどれか。

【選択肢】

- a：曖昧な表現は極力使わず、分かりやすく簡潔に話す。
- b：ときにはお客様へ質問を投げ掛け、ニーズを引き出す。
- c：すべてのお客様に対して、平等に同じ内容を伝える。
- d：お客様の状況を観察して、適切なタイミングでアプローチする。

【回答分布】

a：10・5% b：11・2%

c：72・0% d：6・3%

【正解と解説】

正解はcです。

販売促進におけるセールストークの利点は、お客様の反応に合わせて個別対応が可能なこと。すべてのお客様に対して平等に同じ内容を伝えるだけでは、メディアから流れる情報と変わらず、お客様によつては効果も見込めません。

セールストークは相手に合わせた対応ができる反面、一度に訴求できる範囲は限られてしまいます。しかしながら、セールストークによりお客様のニーズに合わせた提案ができれば、その効果は大きいと言えるでしょう。セールストークは日常的なトレーニングで上達するので、基本接客対応のひとつとして取り入れていくことも考えましょう。

ユニバーサルデザイン

【問題】ロナルド・メイスが1985年に提唱したユニバーサルデザインの「7つの定

義」に関する説明として、最も適切でないものはどれか。

【選択肢】

- a：どのような人でも公平に使えるものであること。
b：使い方や使用環境が使い手に詳しく説明されていること。
c：操作に失敗しても使い手や周囲の環境に被害が及ばない工夫がされていること。
d：身体に負担を感じずに快適に使えること。

【回答分布】

a：14・9% b：35・4%
c：35・8% d：13・9%

【正解と解説】

正解はbです。

ユニバーサルデザインとは年齢や障がいの有無などに関わらず、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることです。アメリカのノースカロライナ州立大学教授であるロナルド・メイイス氏によるユニバーサルデザイン、7つの原則は以下の通りとなります。

1. **公平性**…誰でも使用できる
2. **自由度**…柔軟に使用できる
3. **単純性**…使い方が簡単にわかる
4. **わかりやすさ**…必要な情報が簡単に伝わる
5. **安全性**…間違えても重大な結果にならない
6. **省体力**…少ない力で効率的に、楽に使える
7. **スペースの確保**…使用に十分な広さがある

よって、詳しい説明がなくても誰もが簡単に使用できるものでなければなりません。

ユニバーサルデザインの類義語として、「バリアフリー」が挙げられます。バリアフリーは人を隔てたり、行動を妨げたりする障壁（バリア）を除去した状態を表す言葉です。しかし、バリアフリーは「障がい者や高齢者など特定の人に対する、特別な施策」という捉え方をされることもあり、多様性や平等性の観点から問題視されることもあるようです。一方、ユニバーサルデザインは、最初から誰に対しても使いやすいものとして設

計されるものです。誰にでも使いやすい店なら、どのようなお客様にも満足いただけることでしょう。

五感

【問題】人間の五感のなかで、記憶を呼び起こす効果が最も高いとされる感覚はどれか。

【選択肢】

- a：視覚
b：聴覚
c：嗅覚
d：触覚

【回答分布】

a：56・7% b：12・5%
c：27・3% d：3・5%

【正解と解説】

正解はcです。

五感とは、視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚の5種類の感覚機能のことを言います。五感のうち嗅覚だけが、嗅神経を通して直接、大脳辺縁系に情報を送ります。大脳辺縁系は、人間の脳の中で記憶や

自律神経活動、意欲、感情に関わる部分です。そのため、嗅覚は人間の五感の中でも特に記憶や感情を刺激しやすいのです。

フランスの小説家であるマルセル・プルーストは「失われた時を求めて」のなかで、紅茶に浸したマドレーヌの味や香りから幼少期の夏の休暇を思い出すというエピソードを表しました。ここから、嗅覚が記憶や感情を呼び起こす効果は「プルースト効果（現象）」とも呼ばれています。パチンコ店でも入口付近でアロマのディフューザー（拡散器）を設置する店舗があるように、プルースト効果はお店の演出にも大いに活用できるものです。

禁煙化に伴い、ホール内からたばこの臭いは消えています。今後はフロアやエリアごとに匂いに変化をつけ、記憶に残る空間作りを目指してみることもできるでしょう。

店内販促物

【問題】パチンコ店において、翌日以降の新台幣入替の告知ポ



編集後記

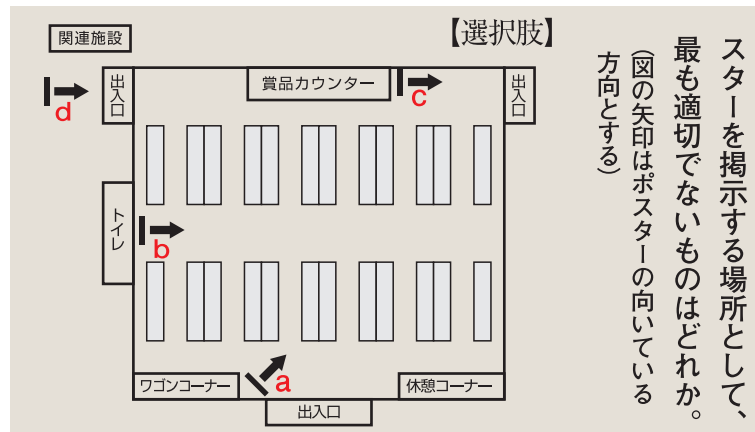
コロナ騒ぎのなか、近所の内科に、降圧剤など薬を買いに出かけた。幸い待合室に患者が少ない。まず血圧測定器の前に座って「マスク外して」指令。測ろうとすると、なぜか年配の看護師さんが傍にやってくる。「セーターは脱いだほうがいいです」と指示。あげく「マスクを外して大きく深呼吸吸い」。狭い医院で深呼吸ですか

あ「恐怖を覚えながらスー、ハー、スー、ハー」。「ほら、123165、いい数字でしょ。マスクしていると140にいつちやうからね」とどや顔。いや血圧よりコロナ対策でしょ。(M)

終わると二人でパチンコに行くようになった。その先輩がある日、目の下を腫らせて会社に来た。お金が無くなり子供の貯金箱から拝借したところを奥さんに見つかって大騒動になったと笑っていた。先輩を巻き込んだ責任として、さすがに胸が痛んだので、「私が奥さんにお詫びに伺います」と言う。「大丈夫、妻は君に感謝しているんだ」と言われた。

奥さんは夫(先輩)が女遊びするよりパチンコにハマってくれて助かったと、常々言っていたということであつた。(H)

で久しぶりに子供の頃の写真を見てみた。6年生で眼鏡をかけるようになってから、顔の雰囲気が変わっていない。老け顔だったのだ。初めて犬を飼った当時の思い出も頭をよぎった。だが、戻りたいとは思わない。新型コロナに負けず、まだまだ前に向かっていくぞ!と思った夜だった。(N)



スターを掲示する場所として、最も適切でないものはどれか。
(図の矢印はポスターの向いている方向とする)

【回答分布】

a : 12・5 % b : 12・0 %
c : 64・2 % d : 11・3 %

【正解と解説】

正解は c です。

翌日以降の新台幣入替の告知ポスターであれば、退店時に目にするほうが効果的です。よって、出入口にお客様が向かっているときに目に入る場所、向きに掲示する必要があります。

反対に、ポスターが店内から出入口の方に向いていると、入店時にしか目に入らないので効果は期待できません。駐車場へ向かう出

入口から見える場所だけに掲示されている場合、関連施設などに向かわなかったお客様の目には入りません。入店時を意識した掲示だけでなく、出入口付近は退店時にどのように目に入るかも確認すべきです。

また、新台幣入替の告知だけでなく、店内施設の案内板や賞品の紹介、機種配置図なども、お客様の心理や行動に合わせた掲示の仕方が必要になります。

パチンコ店の営業では、お客様

を「集める」「つかむ」「離さない」ことが重要です。「集める」ためには、世の中の状況や競合他社、その他の娯楽などの外部要因が関わってきます。しかし、一度でも来てくれたお客様を「つかむ」「離さない」ことも「売れる仕組みをつくること」、すなわちマーケティングになるのです。

お客様に愛されるお店づくりをしていくことは、売れる仕組みづくりにつながります。自店の状況をきちんと把握し、店長がリードしながら今何ができるのかをスタッフ一丸となって考え行動に移しましょう。

おかしいと思ったら すぐここへ <https://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関
遊技産業健全化推進機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry